

【問 2】 正（○）誤（×）を判断し，誤りなら簡単に理由を記載し，併せて内容や授業等の感想を記載

- 1 【 】 現代の書家が，平安時代の高僧の書を忠実に写した書は，見る人の評価が高いものであれば著作物として保護されることがある。
- 2 【 】 青空文庫は，著作権の保護期間が切れたものや著作権者が権利主張をしないと保証するものを集めたものであるから，これらの著作物を朗読してCDに記録したものであっても，無断で自由に利用できる。
- 3 【 】 サーカスの曲芸や奇術は実演として保護される著作物である。
- 4 【 】 パソコンなどで利用する文字フォントは，著作物として権利の対象となることはあり得ない。
- 5 【 】 音楽家が意識せずに口遊んだ鼻歌は，音楽の著作物とならない。
- 6 【 】 自動車メーカーが売り出しているファミリーカーのデザインは著作物である。
- 7 【 】 裁判所の判決は著作物であり，民間の出版者が編集した著作権重要判例集は著作物でない。
- 8 【 】 新聞，雑誌等の見出しは，いかに短くても著作物となることがある。
- 9 【 】 防犯カメラが交通事故の場面を撮影した動画は，著作物である。
- 10 【 】 交際相手に宛てた私信という程度の手紙も著作物となることがある。

感 想：